

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 大分県
農業委員会名： 竹田市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2,974
自給的農家数	753
販売農家数	2,221
主業農家数	558
準主業農家数	331
副業的農家数	1,332

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,384
女性	1,556
40代以下	55

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	568
基本構想水準到達者	94
認定新規就農者	13
農業参入法人	13
集落営農経営	60
特定農業団体	0
集落営農組織	60

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	4,430	2,070	—	—	—	6,500
経営耕地面積	3,121	1,358	886	97	375	4,479
遊休農地面積	27	17	17	—	—	44
農地台帳面積	4,441	1,893	1,893	—	—	6,334

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 7月 1 9日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	13	13
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	3
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	35	35	20

* 現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,500 ha	2,923 ha	44.9%
課 題	少子・高齢化による後継者・担い手不足が深刻化している。特に山間地の農地は、獣害のため農用地の維持が困難である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 3,044 ha (うち新規集積面積 67 ha) 目標設定の考え方：平成30年策定の竹田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」をもとに設定。
活動計画	農地中間管理事業の活用や農地利用最適化推進委員等の活動により、担い手への農地利用の集積・集約化を図る。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	5 経営体	6 経営体	12 経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	1.3 ha	5.6 ha	17.1 ha
課 題	新規就農者の希望する農地については、地域によって利用状況や営農形態が異なっているため、農地の出し手との調整を図ることが難しい。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	7 経営体	参入目標面積	6 ha
活動計画	情報共有に努め、就農相談等を関係機関と連携を図り、実施する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A) 6,544 ha	遊休農地面積(B) 44 ha	割合(B/A×100) 0.7%
課 題	竹田市では少子高齢化のため農業従事者が減少し、中山間地の農用地が多く、獣害対策が必須となっている。獣害対策も資金や労力の負担が多く、農地の遊休化に拍車をかけている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1 ha 目標設定の考え方:利用状況調査の結果を基に、遊休農地の解消に向けて活動を行う。		
	調査員数(実数) 48人	調査実施時期 8月～9月	調査結果取りまとめ時期 10月～11月
活動計画	農地の利用状況調査 調査方法	・現地調査時に農地の状況を確認する。 ・農業委員、農地利用最適化推進委員と職員で、現地調査により把握する。	
	農地の利用意向調査 実施時期 11月	調査結果取りまとめ時期 12月～3月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A) 6, 500 ha	違反転用面積(B) 0 ha
課 題	関係部署との連携強化	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	現地調査や利用状況調査(8月)の際に確認し、違反転用の発生を防ぐ。
------	-----------------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入